

## [ 特許規定手数料調整方案(台湾) ]

台湾の知的財産局ウェブサイトの、本年 12 月 5 日付電子報に、特許規定手数料・料金準則の調整法案が発表された。この方案は 2013 年 1 月 1 日から施行される新特許法に合わせた改正内容となっている。

以下は改正内容の説明と改正項目一覧表の和訳である。

電子報掲載日: 2012 年 12 月 5 日

「使用者費用負担」の精神に基づき、特許規定手数料、料金準則は 2010 年 1 月 1 日に改正され、発明特許の実体審査費用がクレームの項数に基づく料金に改められた。その目的は「合理的な料金システムの確立」により、公正で合理的な及び効率的な特許出願と審査の環境を構築することである。

特許出願だけでなく、発明特許再審査、発明及び実用新案の無効審判、更に実用新案特許技術報告書は何れもクレーム 1 項毎に比較対照が進められ、その費用もクレーム数に応じて徴収すべきであり、この方法は「合理的な料金システム」に合致し、国際的な基準にも調和する。

上述したクレーム毎の料金徴収の他、全般的に改正された新特許法及び実務の必要性に合わせる必要があるため、2013 年 1 月 1 日から施行される新特許法に合わせて特許規定手数料、料金準則を改正する。改正の要点は以下の通りである:

1. 発明特許の再審査請求費用は、クレーム数が 10 項以下の場合、料金は NT\$7,000。クレーム数が 10 項を超える場合、1 項につき NT\$800 を追加徴収する。
2. 実用新案特許の技術報告申請費用は、クレーム数が 10 項以下の場合、料金は NT\$5,000。クレーム数が 10 項を超える場合、1 項につき、NT\$600 を追加徴収する。
3. 無効審判請求費用は、無効審判に係るクレーム数の料金部分と、発明特許又は実用新案特許の何れかを問わない、基本料金 NT\$5,000 で、クレーム 1 項につき NT\$800 を徴収する。特定の無効審判請求理由(出願人不適格、又は互恵原則違反の場合)で、特許全体について無効審判を請求する場合、その費用は発明特許の無効審判請求費用が NT\$10,000 、実用新案特許の無効審判

## 聯合專利商標事務所 UNION PATENT SERVICE CENTER

## TAIPEI OFFICE

11th F., 346 Nanking E. Road, Sec. 3, Taipei 105, TAIWAN

TEL : (886-2) 2721-1306

FAX : (886-2) 2752-1800 ; 2711-5984

E-mail : upsc@unionpatent.com.tw

URL : www.unionpatent.com.tw

## TOKYO OFFICE

9th Floor 1-28-1-901 Higashi-Ikebukuro, Toshima-ku, Tokyo

TEL : 03-3988-7421

FAX : 03-3988-3491 ; 03-3988-7424

E-mail : upsc@unionpatent.co.jp

URL : www.unionpatent.co.jp

## HONG KONG OFFICE

Units E-F, 20th Floor, Neich Tower, 128 Gloucester Road, Hong Kong

TEL : (852)2511-1348

FAX : (852)2511-6737 ; 2507-4697

E-mail : upsc@unionpatent.com.hk

URL : www.unionpatent.com.hk

請求費用が NT\$9,000、意匠の無効審判請求費用が NT\$8,000 である。何れも現行料金と同じである。

4. 実用新案の訂正費用は、方式審査段階の実用新案の訂正を単独で申請する場合は、NT\$1,000 であるが、その处分前に無効審判が請求され、訂正が無効審判案件と併せて実体審査の形で併合審査される場合は、実体審査における訂正申請費との差額 NT\$1,000 を納付するよう申請人に通知する。
5. 優先権主張回復の申請費、NT\$2,000 を新たに設ける。
6. 誤訳訂正申請費、NT\$2,000 を新たに設ける。また、誤訳の訂正が訂正理由の一つであり、特許権者が誤訳訂正のために訂正を申請し、誤訳訂正と通常の訂正を同時に提出した場合は 1 件分の費用 NT\$2,000 のみを徴収する。
7. 各変更事項の申請費を統一することを明確にし、変更費用を徴収する項目、徴収金額及び方式を明瞭に定める。現行の実務に基づき、出願人の氏名又は名称、印章又は署名、発明者、考案者、若しくは創作者の変更、又はその氏名の変更、代理人の変更、及び特許権の実施権、質権又は信託登記等のその他の変更事項に対して、変更費用を NT\$300 とする。明確にするため、上述の実務作業に基づき、特許規定手数料・料金準則の関連する料金項目を明瞭に定める。
8. 特許法第 156 条及び第 157 条の規定に合わせ、物品の部分意匠又は関連意匠に出願変更する場合の申請費用を、NT\$3,000 とする。
9. 国内優先権となる先行発明特許出願及び出願変更を申請する発明特許出願は、特定の条件に従って審査費用の返還を申請することができる。

### 修正事項一覧表

項目		1 項毎の料金徴収	料金徴収方式 (料金単位 NT\$)
発明特許再審査		有	基本料金 7,000 (10 項) 超過クレーム 1 項につき 800
実用新案特許 技術報告		有	基本料金 5,000 (10 項) 超過クレーム各項 600
無効審判	発明	有(特許出願人不適格、互恵原則違反が理由の無効審判は特許全体に及ぶ場合の基本料金を徴収する。)	1. 無効審判理由が発明特許全体に及ぶ場合の基本料金 10,000 2. クレーム料金: 基本料金 5,000 無効審判対象クレーム数に基づく料金、1 項につき 800
	実用 新案	有(特許出願人不適格、互恵原則違反が理由の無効審判は特許全体に及ぶ場合の基本料金を徴収する。)	1. 無効審判理由が実用新案特許全体に及ぶ場合の基本料金 9,000 2. クレーム料金: 基本料金 5,000 無効審判対象クレーム数に基づく料金、1 項につき 800
	意匠	無	基本料金 1 件につき 8000

### 聯合專利商標事務所 UNION PATENT SERVICE CENTER

#### TAIPEI OFFICE

11th F., 346 Nanking E. Road, Sec. 3, Taipei 105, TAIWAN

TEL : (886-2) 2721-1306

FAX : (886-2) 2752-1800 ; 2711-5984

E-mail : upsc@unionpatent.com.tw

URL : www.unionpatent.com.tw

#### TOKYO OFFICE

9th Floor 1-28-1-901 Higashi-Ikebukuro, Toshima-ku, Tokyo

TEL : 03-3988-7421

FAX : 03-3988-3491 ; 03-3988-7424

E-mail : upsc@unionpatent.co.jp

URL : www.unionpatent.co.jp

#### HONG KONG OFFICE

Units E-F, 20th Floor, Neich Tower, 128 Gloucester Road, Hong Kong

TEL : (852)2511-1348

FAX : (852)2511-6737 ; 2507-4697

E-mail : upsc@unionpatent.com.hk

URL : www.unionpatent.com.hk